大垣西濃信用金庫

個人ローンにおける相続発生時の取扱いについてのお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

さて、当金庫の個人ローンの一部商品において、ご契約者さまが亡くなられた際に、契約規定に定められた、期限の利益喪失事由である「相続の開始」に該当するとして、期限の利益を喪失させ一括返済を請求できる契約となっておりました。

当金庫ではこの取扱いを見直し、個人ローンにおいて「相続の開始」のみを理由として、 期限の利益を喪失させ一括返済を請求しないことと致しましたのでお知らせいたします。

なお別の事由(例えば返済遅延等)により、他の期限の利益喪失事由に該当した場合のお取扱いに変更はございません。

個人ローンを相続されたお客さまは、ご返済など相続後のお手続きにつきまして、お取 引店にご相談いただきますようお願い申し上げます。

【ご参考】

この度、ローン契約規定の期限の利益喪失事由から「相続の開始があったとき」を削除・ 改訂した個人ローンは次のとおりです。

- ●カードローン「タイムリー」
- ●エコリフォームプラン「オールマイティ|
- ●カードローン「しんきんきゃっする|

なお、上記以外の個人ローンにつきましても、「相続の開始」を理由として期限の利益を喪失させ一括返済を請求することはございません。

対象となる商品等の確認は、お近くの営業店舗にお問い合わせください。

以上